

策定年度	平成 19 年度
変更年度	平成 21 年度

三豊市地域水田農業ビジョン

平成 21 年 3 月

三豊市地域水田農業推進協議会

目 次

I 地域水田農業の改革の基本的な方向	2
1 地域農業の特性.....	2
2 作物振興及び水田利用の将来方向.....	3
① 地域の水田活用について.....	3
② 売れる米づくりについて.....	3
③ 麦の生産振興について.....	3
④ 野菜と花卉の生産振興について.....	3
⑤ 飼料作物について.....	4
II 具体的な目標	5
1 作物の生産面積と販売数量の目標.....	5
2 担い手の育成.....	6
3 土地利用の担い手への集積.....	6
III 地域水田農業ビジョン実現のための手段	7
1 水田農業構造改革交付金(産地確立推進交付金)の活用方法.....	7
① 水田農業構造改革交付金の交付対象及び交付要件.....	7
② 水田農業構造改革交付金の支払対象・支払単価等.....	7
2 その他の活用事業.....	7
① 国縣市補助事業.....	7
IV 担い手の明確化	8
1 担い手の基準.....	8
① 水田営農部会の定める 基本構想水準到達農業者.....	8
② 三豊市農業経営基盤強化促進基本構想に定める農業経営の指標に既に達している者	8
③ 認定農業者.....	8
④ 今後育成すべき農業者.....	8
⑤ 多彩な担い手.....	8

I 地域水田農業の改革の基本的な方向

1 地域農業の特性

三豊市は、森林・里山・田園・河川・海・島嶼部と豊富な自然環境の中、米麦をはじめ、野菜・果樹・畜産・花き及び工芸作物に至る多彩な農業が営まれており、県内でも有数の農業地帯である。

高瀬町 米、果樹、畜産、野菜を組み合わせた複合経営が営まれている。なかでも、二の宮地区の茶や麻地区のキャベツは地域を代表する特産品になっている。また、「ふるさとフレッシュあさの市」や「良心市」などの県下を代表する産直市があり、地域ぐるみのあらたな農業も展開している。

山本町 阿讃山脈のすそ野に位置する中山間地域で、中央部を流れる財田川沿いには肥沃な水田が広がっている。たばこや露地胡瓜の栽培が盛んな時期もあったが、現在は苺、きゅうりの施設栽培を基幹とする農業も展開している。また、桃、柿、みかん等の果樹栽培に対する取組みも盛んで、水田の転作作物にブロッコリーを導入する取組みも行われている。

三野町 高瀬川の東西に広がる肥沃な農地を利用して、米麦、野菜、果樹、畜産を組合せる複合経営を営む農家が多い。昨今では、レタスの収穫後のビニールトンネルを利用してブロッコリーを栽培する農家も増えている。

豊中町 ブドウの産地であったが、近年はブロッコリーの栽培熱が高まっている。この背景には、植付支援、荷作り支援、値決め販売等のJA主導型の支援事業がある。この取組みは、周辺地域にも大きな影響を与えている。しかし、一部地域（比地大地区）では、水路上流域の開発により大雨時には度々農地が湛水し農作物に被害が生じているため排水路の整備を行う。

詫間町 海岸線が多く、水田経営面積の平均は19aと少ない地域であるが、温暖な気候条件を生かし花の栽培が盛んである。中でも大浜地区の名部戸を中心に栽培されているマーガレットは地域を代表する品目であり、花の町詫間のイメージ作りに貢献している。

仁尾町 温暖少雨の瀬戸内式気候を生かし、香川県を代表する美味しいみかんを生産する地域である。個々の水田経営面積は少ないが、マーガレットやひまわりの施設栽培が普及する等、特徴ある集約的農業が展開されている。

財田町 中山間地域にあたり過疎化、高齢化が進んでいる。集落営農組織を地域の担い手として育成する他、「物産館さぬきたからだ市」は小規模農家にも生きがいと収

入を与えるなど、地域が支えあう新たな農業体制づくりを整備している。

2 作物振興及び水田利用の将来方向

① 地域の水田活用について

三豊市では、野菜や麦の振興により農地の集積を図っているが、若年層の農業離れ、農業者の高齢化、後継者不足等の問題は解消していない。それに伴い、自己保全管理、調整水田等の農業所得に結びつかない手法で生産調整を実施する農家が急増している。現在では、生産調整面積の約2割がそれらの手法によるものであり、耕作放棄地も増加の傾向にある。そこで、農地の有効利用を促進するため、水田等有効活用促進交付金を利用し、麦などの土地利用型作物の栽培を推進する事により、不作付地の有効利用を諮り、如いては自給力、自給率の向上に繋げ、水田経営所得安定対策に対応する農業団体や地域ぐるみで水田の有効利用を図る集落営農組織の育成を推進する。

② 売れる米づくりについて

日本の農業は水稻を基幹作物として成り立っている。「新たな米政策」や「水田経営所得安定対策」等の実施を考慮する上にも生産者・関係機関・団体が連携する当協議会の果たす役割は大きい。

これからの「多様な需要に的確に対応し、消費者に信頼される米づくり」、「生産者が誇りと責任を持って取り組む米づくり」を実施する上で、平成19年産米から取組みをしているJA香川米に代表される「生産環境の見直し」や「農家意識の改革」を念頭に置き、高品質米・良食味米への取組み、酒造組合で高い評価を受けているオオセトの生産など、売れる米作りの方策を検討する。

③ 麦の生産振興について

土地利用型作物である麦の栽培面積拡大をはかり、水田等有効活用促進交付金を活用し、生産振興を図ることは、不作付地の利用増進、自給力、自給率向上に向け、特定農業団体、認定農業者等の地域の担い手の育成を推進し、農地の流動化の促進にもつながる。そこで、さぬきの夢2000を主たる品種とし、生産と販売の両面からの支援を実施して麦の振興を図る。

④ 野菜・花卉の生産振興について

三豊市の水田農業の基幹部門として生産されている野菜の中でも、レタス、ブロッコリー、タマネギ（母球、採種タマネギを含む）、きゅうり等は、主要な品目となっている。また、瀬戸内海に面する立地条件を利用して栽培されているマーガレットや菊（小菊）は、香川県を代表する品質の良いものが生産され、これからの三豊市の施設園芸をリードする役割も果たしている。

今後、水田を活用し実態に即した三豊市型農業の確立を図るためには、野菜や花卉など

の高収益部門の振興と新たな担い手による土地利用型農業の展開は欠かせないものであり、これらの主要品目の生産振興を図りながら農業の方向性を決定する。

⑤ 飼料作物について

生産規模は、畜産農家が少なく、規模も概ね変動がない状況において作付面積は横這い傾向が続いている。今後は畜産農家のいる地域では耕畜が連携を強化し需要に見合った計画を計り自給飼料の増産を図る必要がある。

II 具体的な目標

1、作物の作付目標と販売目標

作物名	品種名	生産面積 (ha)			販売数量 (t)		
		現在の状況 (H20)	平成23年目標	平成25年目標	現在の状況 (H20)	平成23年目標	平成25年目標
水稲	コシヒカリ	338	340	345	722	725	735
	オオセト	250	255	260	1,299	1,310	1,320
	ヒノヒカリ	814	810	805	1,960	1,950	1,940
	その他	133	130	125	40	35	30
	合計	1,535	1,535	1,535	4,021	4,020	4,025
飼料作物	牧草	17	18	19	352	360	370
麦	さぬきの夢2000	115	125	181	442	480	690
	イチバンボシ	3	5	10	5	10	20
野菜	タマネギ	38	38	30	2,646	2,500	1,970
	キュウリ	16	13	15	1,243	1,067	1,230
	レタス	45	45	40	1,318	1,300	1,150
	ブロッコリー	148	180	160	1,412	1,720	1,530
	キャベツ	22	22	22	1,302	1,300	1,300
	青ネギ	10	11	12	152	155	158
	アスパラガス	6	7	7	47	50	50
	イチゴ	6	6	6	189	190	190
たばこ	たばこ	19	20	20	49,000	50,400	50,400
花卉	キク	7	8	7	27万本	32万本	27万本
	マーガレット	11	12	12	48万本	53万本	53万本

注) : 面積、数量は販売に係る数値

2 担い手の育成

三豊市の農業構造は、都市商業圏が近いことや周辺地域における工業団地の立地を契機とした恒常的勤務者の増加を背景に、兼業農家を中心とした構造になっている。今後もより一層の兼業化が進むことが懸念されるため、土地利用型農業を中心とする新たな担い手の育成が急務となってきた。そこで、効率的・安定的な経営を目指す担い手の確保・育成のために、良好な農地の円滑な流動化が図れる様、「受け手への助成」や、「JAのリース事業や農作業受託組織を充実し、定年退職者等の新たな農業者の獲得」、「農地の有効利用と担い手への農地集積」を促進する。また、小規模農家による個別経営では、更に農地・水路等の環境荒廃が進む恐れがあるために、農地・水・環境保全を目的とした集落営農組織づくりをすすめ、地域農業には欠かせない「新たな担い手作り」にも積極的に取組みます。

区 分	認定農業者	農業法人	任意組織
平成 21 年度	294	18	11
平成 25 年度目標	329	22	15

3 土地利用の担い手への集積

三豊市では、農地の資産的保有傾向が強く、兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は顕著な進展をみないまま推移してきたが、後継者不足や兼業農家の高齢化に伴い、農業機械の更新時や世代交替等を機に、徐々に流動化が進む傾向が見られはじめた。そこで、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者（担い手）に対しては、現在実施している三豊市農業委員会を核とした農地銀行活動を一層活発化（農業委員等による掘り起こし活動の強化）し、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、地域の担い手と作業受託団体等との連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

現状(平成 21 年度)	目標 (平成 25 年度)	
944 ha	1,100 ha	(農業委員会調べ)

Ⅲ 地域水田農業ビジョン実現のための手段

1 水田農業構造改革交付金(産地確立対策)の活用法

米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場重視の考え方に立って、需要に即した売れる米づくりの推進を基本とし、水田農業経営の安定と発展を図るため、米の生産調整の推進及び水田を利用した作物の産地確立意識の向上を図る。

① 水田農業構造改革交付金の交付対象及び交付要件

★ 原則として対象水田における実際の農作業従事者を交付先とする

★ 下記の要件を全て満たすこと

○三豊市の住民であること

○地域内調整等の生産調整実施者であること

○生産した米の販売は、指定された販売業者で行う

○集荷円滑化対策に係る抛出行い、集荷円滑化対策の発動時には速やかに過剰米処理を行えること

○生産調整方針作成者と加入の委託契約を締結している者

出荷数量が20t以上の農業者の場合は、自ら生産調整方針を作成し、集荷円滑化対策に係る抛出を行っていること。

② 水田農業構造改革交付金の支払対象・支払単価等

別紙の産地確立計画書に基づき交付する。

2 その他の活用事業

① 国県市補助事業

地域水田農業ビジョンの実現に向けて、補助事業等を積極的に活用するものである。

耕畜連携水田活用対策事業を活用する。

水田最大活用推進緊急対策事業を活用する。

食料自給力向上緊急生産拡大対策事業を活用する。

水田等有効活用促進対策事業を活用する。

IV 担い手の明確化

1 担い手の基準

- ① 水田営農部会の定める基本構想水準到達農業者
- ② 三豊市農業経営基盤強化促進基本構想に定める農業経営の指標に既に達している者
(③の認定農業者を除く)。経営状態や販売金額から概ね基本構想の水準に達していると判断される者。
- ③ 認定農業者
農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画の認定を受けた者。
- ④ 今後育成すべき農業者
①、②以外の者で、農業経営に意欲があり将来ともに地域農業の担い手として位置付けるべき者。
- ⑤ 多彩な担い手
担い手リスト

